

2019年度事業計画書

公益社団法人香川県浄化槽協会

【基本理念】

公益社団法人香川県浄化槽協会は、浄化槽に基づく水質に関する検査及び浄化槽の普及を促進するとともに、浄化槽に関する技術の向上及び知識の普及並びにその製造、工事及び維持管理の適正化を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

【事業計画】

I 水環境の保全（公益目的事業）

公共用水域の水質保全を図るために、水質汚濁の一番の原因となっている生活排水対策を浄化槽により推進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

1 法定検査事業（公益目的事業－1）

(1) 法定検査の受検率の向上

知事指定検査機関として、浄化槽法第7条並びに浄化槽法第11条の規定に基づく法定検査を実施することにより、不適正浄化槽の改善に寄与する。

受検率の向上等を図る必要があるため、次のとおり数値目標を設定する。

法定検査数値目標（7条検査の受検率は100%である。）

7条検査 3,000基

11条検査 78,500基（受検率50.6%）

表1 11条検査の推移

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度*
検査基数(基)	66,270	70,773	73,996	76,103	70,751
受検率	40.8	47.6	49.3	50.6	—

*H31年2月末現在

受検率向上を図るため、次の事業を行う。

1) 法定検査義務化の推進について

- ① 竣工検査時等にも、法定検査義務化について丁寧な説明を行う。
- ② 設置届出時に検査申込みを受けているので、法定検査義務化推進のため、検査日時の連絡での検査を推進する。
- ③ これらによって、初回11条検査の受検率向上を図る。
- ④ この11条検査について未受検の場合、補助金を受けている浄化槽については、県を通じ該当市町へ報告する。
- ⑤ なお、高松市及び善通寺市については、受検勸奨文に補助金受領浄化槽に対す

る受検指導内容を追加する。

2) 11条検査の受検推進について

- ① 平成25年度より、前年度に未受検であった浄化槽（以下、未受検浄化槽という。）の総てに行政からの文書による受検指導が行われている。この指導後にも未受検である施設への電話での受検促進を、土日も含め引き続き実施する。
- ② 本年度も、11人槽以上の未受検施設について、保健福祉事務所等と連携し戸別訪問による受検推進を実施する。
- ③ 前年度受検浄化槽については、検査員がその受検推進に当たることとし、この推進に、奨励金制度を運用することにより、検査の一層の推進を図る。
- ④ 上記の未処理分については、電話専門職員が受検推進を行う。

3) 正確な台帳を維持するため、実態調査を継続して行う。

法定検査の受検率向上を図るため、指定検査機関としての情報の活用及び実態調査により、「検査台帳」及び「設置台帳」の整備を行う。

① 廃止浄化槽等について

宛先不明浄化槽について、県等と連携し調査すると共に、指定検査機関として得られる廃止等情報の実態調査を行い、より正確な台帳の整備を図る。

② 休止浄化槽について

休止浄化槽について計画的に調査を行い、廃止処理又は受検案内の再開を行う。

4) 7条検査の効率化について

使用開始報告書の活用等により、検査日時設定の効率化を図る。

5) 11条検査の効率化について

- ① 採水員制度及び効率化検査（香川県方式）の推進に努める。
- ② 検査現場での未受検と既受検の区分を見直し、検査の集約化を図る。
- ③ 受検地域の細分化及び受検時期の集約化を行い、移動時間の短縮による検査の効率化を図る。
- ④ 平成26年度より、検査施設へ自宅より直接行く制度（直行）を行ってきたが、本年度よりさらに運用の充実を図る。
- ⑤ 三豊連絡事務所にては、直行に加え直帰を実施し、検体送付の業者委託等さらなる効率化に努める。
- ⑥ なお、直帰の促進のため、検査データの事務所への伝達システムの構築を図る。
- ⑦ BOD検査設備の設置を検討する。
- ⑧ 小豆地区及び東讃地域に連絡事務所の設置を計画する。
- ⑨ 検査車にGPS（位置情報装置）の導入が完了したので、安全運転の励行に加え、法定検査への活用を図る。
- ⑩ 小豆地区において、検査員の負担軽減及び検査業務の効率化を図るため宿泊

を伴う検査をさらに推進する。

- ⑪ 業界 OB 等を採水員として採用し、検査の精度向上及び効率化を図る。
- ⑫ この採水検査には、事務処理職員を配置し業務の専任化・効率化を図る。

6) 浄化槽管理者の負担軽減の推進

- ① 平成 26 年度より導入した「検査料金の口座引落制度」のさらなる推進に努める。
- ② 合わせて、新たに、設置届出時に検査申込をしている場合は、検査日時の連絡のみで検査を行う制度の創設を検討する。
- ③ 浄化槽管理者にわかりやすい「検査案内文書」及び「申込用紙」の作成を検討する。
- ④ このことによって、検査日程調整の簡素化を図る。

(2) 検査員の知識の習得及び技術の向上

全国浄化槽技術研究集会、指定検査機関四国地区協議会検査員研修会並びに他地区検査員研修会等に参加して人材育成を行う。

(3) 検査の信頼性の確保

協会が行う検査の信頼性を確保し、検査の効率的かつ的確な実施の促進を図る。検査員の技術研修等を積極的に行う。内部精度管理の充実徹底を図る。

(4) 部会との連携

協会各部会と検査員との意見交換会を開催し、受検推進、検査の効率化、業界との連携及び検査結果に基づく指導等に努める。

(5) 検査業務特別委員会

7 条並びに 11 条検査を円滑に実施するために必要な事項について協議する。

2 浄化槽機能保証制度事業（公益目的事業－2）

(1) 浄化槽機能保証制度

浄化槽の機能異常の原因者が特定できない場合、速やかな改善を行い、浄化槽に関する信頼を確保し、水環境の保全を図るため、浄化槽機能保証制度（（一社）全国浄化槽団体連合会）を推進する。このため、法定検査で不適正となった浄化槽につき、機能保証制度の周知を行う。浄化槽機能保証登録数は、2,520 基とする。

表 2 浄化槽機能保証登録数の推移

年 度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度*
登録数（基）	2,528	2,519	2,572	2,520	2,440

* H31 年 2 月末現在

(2) 当協会独自の上乗せ制度

- ① (一社)全国浄化槽団体連合会の保証期間 10 年に、当協会独自の上乗せ保証期間 5 年とし、合わせて 15 年の長期間保証することにより、浄化槽の信頼性確保を行っている。
- ② 不適正浄化槽の改善に有効な保証制度を検討する。

(3) 原因者に対する措置の指導

機能異常の原因者が特定できる場合は、速やかに機能を正常化するため原因者に改善指導を行う。

(4) 香川県浄化槽機能保証制度審査委員会

「香川県浄化槽機能保証制度審査委員会運営要領」に基づき保証の適正な審査を行う。

3 浄化槽に関する普及啓発事業（公益目的事業－3）

(1) 環境教育事業

- ① 教育委員会等の協力を得ながら、業界等と連携し、香川県内の小・中学生を対象に生活排水対策を中心とした環境教育を実施する。
- ② 平成 28 年度より、県環境政策課主催の環境学習事業(環境キャラバン隊)へ参加。平成 30 年度より高松市環境保全推進課の環境学習講座に参加。本年度より高松市下水道経営課の環境学習講座にも参加。
- ③ 本年度も、(一社)全国浄化槽団体連合会の補助を受けて、これら環境学習のテキストを作成する。

(2) 浄化槽の整備促進事業

- 1) 生活排水処理施設として、浄化槽が有する利点及び特徴などの広報活動を積極的に行い、浄化槽の設置促進を図る。
- 2) 三豊市の「水と緑の美しいまちづくり事業」の支援と浄化槽の啓発を継続的に推進する。三豊市の補助事業への協力を行う。
- 3) 地域の各種行事への参加・出展などを行う。

(3) 浄化槽補助制度への取組み

1) 「浄化槽の維持管理費に対する助成制度」の創設

浄化槽の維持管理（保守点検、清掃、法定検査）の実施率を向上させて、県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るための助成制度創設に向けて取り組みを図る。

2) 「既存単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する撤去処分費補助金」の増額
公共用水域の水環境保全などの観点から「合併処理浄化槽への転換」は喫緊の課題になっており、撤去処分費の補助金制度はあるが、据替は遅々として進んでいない。その原因の一つには、据替に係る費用に対して自己負担金が多額に掛かる

ためと思われるので、軽減を図るための補助金増額の取り組みを図る。

(4) 電子地図による浄化槽情報管理の推進

法定検査結果等に基づき電子地図を作成して、浄化槽情報の管理及び 11 条検査での活用を図る。本年度も、新設浄化槽の地図への追加等、電子地図の整備、充実に努める。

4 調査研究、指導及び浄化槽工事適正化の検査等の受託事業（公益目的事業－3）

浄化槽の適正な維持管理を促進することを目的とした事業を受託する。

(1) 香川県、高松市及び善通寺市からの受託事業

1) 浄化槽等指導業務

① 浄化槽の「保守点検・清掃・法定検査」の啓発等により一層の水質保全を図る。

② 法定検査結果検討委員会の提言を基に、県・高松市等の指導により不適正浄化槽の根絶と今後の発生防止のため、速やかな対応を行う。

2) 浄化槽の知識に関する普及、啓発及び相談業務

県等の指導により浄化槽教室（浄化槽設置届出者に対する講習会）を開催する。出席者が微増しているが低調であるので、案内方法の検討等により 500 名以上を目標とする。

表 3 浄化槽教室出席者数の推移

年 度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
出席者(人)	444	332	305	326	354

3) 浄化槽保守点検業者登録等指導業務

① 浄化槽保守点検業登録に関する手続きの指導を行う。

② 保守点検技術の向上のための現場研修を開催する。

4) 未受検浄化槽への受検促進等業務

① 本年度も、10 人槽以下の単独処理浄化槽も含めた前年度未受検浄化槽へ、文書での受検促進を行う。なお、単独処理浄化槽については、合わせて合併処理浄化槽への転換をお願いする。

② 上記指導後の未受検施設に、県の委託事業として土日にも電話による受検促進を行う。

(2) 台帳整理事業（システムの運用及び保守）

高松市及び善通寺市の浄化槽台帳システムの情報管理に係る業務を行う。

(3) 浄化槽設置整備事業施工状況等確認検査業務の受託

浄化槽施工状況等確認検査の業務受託等市町への技術協力に努める。

本年度、高松市（980 基）、坂出市（150 基）、観音寺市（270 基）、三豊市（270 基）、まんのう町（70 基）及び直島町（5 基）の計 1,745 基実施する。

- (4) 三豊市補助対象の不適正浄化槽改善確認事業の受託
検査結果が不適正であった補助対象浄化槽についての改善確認事業を実施する。
- (5) 浄化槽実地調査業務の受託
公益財団法人日本環境整備教育センターの委託により、全国浄化槽推進市町村協議会への登録浄化槽の機能実地調査を5基実施する。
- (6) 不適正浄化槽への立入指導
不適正浄化槽に対する指導を、県、高松市及び善通寺市と連携し積極的に行う。
引き続き、基本検査(環境省)の導入を検討する。
- ① 基本検査の導入を図るため、業界との連携を深める。
② 基本検査導入に合わせ、改善指摘項目の整理等検討を行う。
③ 不適正内容を検討し、維持管理契約等の推進にも努める。
- (7) 省エネ型浄化槽システム導入推進事業の受託
全浄連が環境省から受託する、省CO2型の高度化設備の導入等に対する補助事業等の窓口業務を受託する。

II 収益事業等

公益目的事業を補助し協会の発展に寄与するため、計量証明等の収益事業を行う。

1 濃度(水質)に係る計量証明事業(収益事業-1)

水質汚濁防止法に係る浄化槽放流水の依頼検査を行う。検査実施検体数は660検体を目標とする。

表4 検体数の推移

年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
検体数	795	803	639	608	533

*H31年2月末現在

2 浄化槽設置相談及び用紙等販売事業(収益事業-2)

- (1) 浄化槽設置届出時の事前相談及び浄化槽の名称・認定番号等の照合を行う。
(2) 浄化槽関連の用紙並びに物品の販売を行う。

III 扶助等事業及び会議関係等

1 会員相互扶助等事業(その他事業)

会員並びに会員事業所従業員の技術向上・育成を図ると共に、会員相互の親睦と連携を図ることを目的とした事業を実施する。

また、会員活動の充実並びに浄化槽の適正な普及促進等を図るため、新入会員の入会促進に努める。

- (1) 浄化槽の構造等に関する研修
メーカーによる新機種浄化槽が発売された時、構造等に関する説明会を開催する。
- (2) 会員の表彰及び顕彰

会員及び会員事業所従業員の功績・功勞に対し、表彰、感謝状の贈呈並びに推薦を行う。

(3) 会員親睦事業の実施

KJK 会による親睦ゴルフを開催する。

その他必要に応じて会員の親睦事業を行う。

(4) 機関紙の発行及びホームページの運用

機関紙「よみがえる水」を年4回発行する。

ホームページの積極的運用により、協会の広報及び情報公開等に努める。

(5) その他

1) 社会貢献事業への参加

① 子供の安全を守る「こども110番」に引き続き参加する。

② 香川県との「防災協定」及び平成24年10月に四国4県の全浄連会員間で締結した「災害時における相互応援協定」に基づき南海・東南海地震等の大災害に備える。

③ 環境月間行事の一環として「環境美化活動」等に参加する。

2) 関連団体との連携

会員活動の充実を図るため、関連団体と情報交換等緊密な連携を行う。

四国の指定検査機関の親睦と技術交流を図るため、親睦ソフトボール大会を年1回開催する。(本年度は公益社団法人香川県浄化槽協会が担当。)

2 会議の開催

(1) 総会及び理事会

定時総会及び定期理事会を開催する。

また、必要に応じ、臨時総会・理事会を開催する。

(2) 会長副会長会

理事会に提出すべき議案等を協議・検討するため、必要に応じて会長副会長会を開催する。

(3) 委員会及び部会

各種委員会及び部会を定期的を開催する。

(4) 県・市町との協議会

県・市町との連携を図るための会議に参加する。